

予定価格事後公表の拡大について

ダンピング受注防止などの観点から、入札前に予定価格を公表すると適切な積算を行わずに、入札を行った業者が受注する事態が生じるなど、業者の真の技術力・経営力による競争を損ねる弊害が生じかねません。

原則、予定価格事後公表とすることは、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）第22条に規定する「発注関係事務の運用に関する指針」において明記されております。

本市においては、市内業者の積算能力等を勘案し、段階的な導入を行います。

1 対象工事等

設計金額が500万円以上の工事等

（積算の大部分が見積による場合は、金額に関わらず、対象となります。）

2 施行期日

令和2年4月1日以降、公告又は通知するもの